

建設工事競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 (削除)

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 (削除)

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) ~~所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保を提供しない者のした入札~~

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) ~~郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 有効開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 (削除)

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

—(北海道議会の議決事件)—

- 第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定して場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。
- 2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとしますこの場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。
- （落札者と契約の締結を行わない場合）
- 第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。
- （入札保証金等の帰属）
- 第16条 （削除）
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。
- （契約保証金等）
- 第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- (1) 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。
- （入札保証金の充当）
- 第18条 （削除）
- （談合情報に対する対応）
- 第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
- （入札の取りやめ等）
- 第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- （入札の辞退）
- 第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前であっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること
- (2) 入札執行中であっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。
- （不正行為に伴う損害賠償等）
- 第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。
- （工事費内訳書の提出等）
- 第23条 入札書提出時に工事費内訳書を封書の上、会社名等を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
- 2 工事費内訳書には、工事費内訳書様式の項目に対する金額を記載しなければなりません。
- 3 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。
- 4 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
- (3) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- (4) 工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- (5) 工事費内訳書に記名押印がない場合
- (6) 入札者（代理人をして入札をした場合にあつては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
- 5 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

申請者

住所

商号又は名称

フリガナ

代表者氏名

㊟

生年月日 昭和・平成 年 月 日

~~(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)~~

令和 年 月 日付けで入札公告のありました次の工事に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 添付書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書面
- (3) 特定関係調書
- (4) 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（平成31・32年度）」の表裏の写し

注1 この申請書には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分（封筒に簡易書留と朱書きすること）を加えた料金（404円）の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

2 「㊟」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

3 入札説明書に示す施工実績があると北海道警察本部長が認めた者については、(1) 類似工事施工実績調書、(2) 類似工事施工実績を証明する書面及び (4) 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（平成31・32年度）」の表裏の写し の添付を省略して差し支えない。

別記第2号様式

類似工事施工実績調書

申請者



受注者名		
工事 名 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施工場所（市町村名）	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	単 体 / 共同企業体（出資比率%）
工事概要		

注1 公告において明示した発注工事と類似する元請けとしての施工実績（工事が完成し、引渡し済みのものに限る。）について記載すること。

~~注2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。~~

注3 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

注4 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。

注5 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

工 事 実 績 証 明 書

様

受注者
住所
商号又は名称
代表者氏名



次の工事を履行したことを証明願います。

事業 年度	工 事 名	工事概要	施工場所	契約金額	工 期	契 約 年月日	完 成 年月日	履 行 状 況

上記工事を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者（証明者）

- 注1 この様式は、類似工事施工実績を証明するために使用すること。
- ~~注2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。~~
- 注3 「契約金額」欄は、受注実績が共同企業体のものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏名 印

私は、下記工事の入札及び見積りに関すること及び
復代理人の選任に関することについて を
代理人と定め一切の権限を委任します。

記

工事名

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

印

私は、下記工事の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

工事名

入札に当たっての注意事項

1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 〇 〇 〇 〇

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
復代理人	〇 〇 〇 〇 印

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

工 事 費 内 訳 書

工事名 :

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 工 事 費				
道路標識工事	1	式	①	
共 通 費				
共通仮設費	1	式	②	
現場管理費	1	式	③	
一般管理費等	1	式	④	
計			⑤	②+③+④
工 事 価 格			⑥	①+⑤

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人

住 所

氏 名

印

工 事 費 内 訳 書

工事名 :

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 工 事 費				
道路標識工事	1	式	①	
共 通 費				
共通仮設費	1	式	②	
現場管理費	1	式	③	
一般管理費等	1	式	④	
計			⑤	②+③+④
工 事 価 格			⑥	①+⑤

令和 年 月 日

北海道警察本部長

様

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人

住 所

復代理人

氏 名

住 所

氏 名

印

工 事 費 内 訳 書

工事名 :

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	備 考
直 接 工 事 費				
道路標識工事	1	式	①	
共 通 費				
共通仮設費	1	式	②	
現場管理費	1	式	③	
一般管理費等	1	式	④	
計			⑤	②+③+④
工 事 価 格			⑥	①+⑤

工事費内訳書作成についての留意事項

入札談合の防止及び積算技術の向上を目的とし、入札時に工事費内訳書の提出を求める取扱いを行っています。

工事費内訳書の作成にあたっては次の事項に留意してください。

- 工事費内訳書の様式は、北海道警察ホームページの「施設課からの入札などのお知らせ」の様式からダウンロードしてください。
- 参加する全ての入札の工事費内訳書を作成し、入札書と同時に提出してください。
※ 再度入札に係る工事費内訳書の作成は必要ありません。
- 表紙の記名押印方法は、入札書と同じです。
※ 代理人が入札する場合の押印方法は、代理人の印鑑となります。
- 工事費内訳書に記載の項目を削除したり追加することは認めませんので、ご注意ください。
※ 工事価格（＝入札書の記載金額）を必ず記入してください。
- 工事費内訳書は入札書と同様、封書の上、会社名等を表記して提出願います。
- 提出されない場合及び作成に不備がある場合は、入札が無効となるので、別添**建設工事競争入札心得第23条**を十分ご理解願います。
- 工事費内訳書の内容を確認する入札は、当日の全入札の中から1件以上をくじにより選定します。
- 不明な点等は、下記までお問い合わせください。

北海道警察施設課契約係

電話 011-251-0110

内線 2301～2304